



詳しくは「南島原市防災マップ」をご覧ください。
間防災課(西有家庁舎) ☎ 73-6622

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。
普段からの備えと、早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報が発表されたら

- 尋常でない大雨や津波などが予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

南島原市からの防災情報

- 南島原市の防災情報ウェブサイト
<https://www.city.minamishimabara.lg.jp/> ▶ 防災・交通 ▶ 防災

南島原市内の防災情報について掲載しています。

- エリアメール（緊急速報メール）

南島原市では、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合などに、避難指示などの必要な情報を迅速に提供するためにNTTドコモ、ソフトバンク、KDDI(au)および楽天モバイルが提供する緊急速報メール（緊急情報の配信サービス）を導入しています。

※機種により「緊急速報メール」を受信できない場合や受信設定が必要となる場合がありますので、詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。

- 防災行政無線など…防災無線を使用し、情報を伝えています。

その他機関からの防災情報

- FMプラプラ(FMしまばら 長崎県南島原市)

防災と地域情報交流および難聴エリア解消を目的としたこのアプリは、インターネットを利用して音声や文字放送を放送局より受信することができます。



ブラウザ版プレーヤー (Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari)
アプリ版 ※FMプラプラをダウンロード後、「FMしまばら」を選択

- テレビ・ラジオ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



災害時の避難所における新型コロナウイルス感染リスクを踏まえた対応について

台風や大地震発生の際の避難所では「密閉・密集・密接」の3条件がそろいやすく、感染が懸念されます。このような状況の中、本市では、災害が発生した場合に避難所の換気、手洗い、咳工チケットの徹底や生活するスペースの確保に努めています。

市民の皆さんにおかれましても、災害から身を守ることを最優先に考えたうえで新型コロナウイルスの感染リスクを減らすためのご協力をお願いします。



感染リスクを減らすために

- 災害時に自宅で安全を確保できる場合は、在宅避難に努めてください。
在宅避難に備え、食料などの備蓄品を準備してください。
- 行政が開設する避難所だけでなく、親戚や友人の家への避難も検討してください。
- 避難所に避難する際は非常持出品にマスク、タオル、体温計などを準備してください。



特集

災害にそなえる

近年、局地的な集中豪雨や土砂災害が全国各地で多発し災害が激甚化していますが、ゲリラ豪雨や土砂災害の発生はその予測が難しく、日頃の備えや緊急連絡体制の整備が重要になります。

本市では「災害に強いまちづくり」を主要な施策として掲げ、さまざまな防災・減災の取り組みを進めておりますが、ひとたび発生した災害から自らを、そして地域を守るために、何よりも市民の皆さん一人ひとりに防災意識を高めていただき、自主防災組織や消防団の活動を活発化させておく必要があります。

避難情報

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

避難指示で必ず避難

避難勧告は 廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等
5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1
4	ひなんしげ 避難指示※2
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意報 (気象庁)

これまでの避難情報等
災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
・避難指示(緊急) ・避難勧告
避難準備・ 高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
早期注意報 (気象庁)

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自動的に避難するタイミングです。



小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

普段からどう行動するか決めておきましょう

行政が指定した避難場所への立ち退き避難

自ら携行するもの

- マスク
- 消毒液
- 体温計
- スリッパなど

安全な親戚・知人宅への立ち退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※防災マップで安全かどうかを確認しましょう。

安全なホテル・旅館への立ち退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※防災マップで安全かどうかを確認しましょう。



屋内安全確保

防災マップを確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

※土砂災害の危険がある区域では立ち退き避難が原則です。

【出典】内閣府(防災担当)・消防庁チラシを加工して作成